

現職教員等、長期履修学生制度及び長期在学学生制度の考え方

現職教員等・現職教員

本研究科では、現職教員等に対して各専攻の目的に即してより高度な教育を受ける機会の拡大する方針をとっています。しかし、「教職実践開発専攻(教職大学院)」と「学校教育支援専攻(修士課程)」では、「現職教員等」のとらえ方が、以下のように異なります。

【教職実践開発専攻(教職大学院)】

学校教育法第1条に定められている学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園)に専任として在職している者や教育行政機関に専任として在職している者で、入学時までに6年以上の常勤の教職経験を有し、現職のまま修学を希望する者を「現職教員等」とします。なお、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置の適用を希望する者も含まれます。現職教員等の教育方法の詳細は、13頁を参照してください。また、修学期間は2年間を原則とするが、希望すれば条件と審査によって1年間に短縮できます。

学校教育法第1条に定められている学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園)に専任として在職している者で、入学時までに3年以上6年未満の常勤の教職経験を有し、大学院修学休業制度を活用して修学を希望する者を「現職教員」とします。なお入学者選抜は、一般の選抜方法のみとなります。また、修学期間は2年間を原則とします。

(注) 以下、現職教員等・現職教員の両方を指す場合、現職教員(等)と表記します。

【学校教育支援専攻】

学校教育法第1条に定められている学校(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園)に専任として在職している者で、入学時までに3年以上の教職経験を有し、現職のまま修学を希望する者や大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置の適用を希望する者及び大学院修学休業制度を活用して修学を希望する者を「現職教員等」とします。なお、それ以外の学校または教育関係諸機関に専任として在籍している者も「現職教員等」としますが、現職教員枠で受験資格を別途審査しますので、平成19年12月27日(木)までに、教育文化学部教務厚生係へ申し出てください。現職教員等の教育方法の詳細は、23頁を参照してください。また、修学期間は2年間を原則とします。

長期履修学生制度

長期履修学生制度とは、職業を有している等の事情により修学の困難な者に対して、標準修業年限(2年)を超えて一定期間(最長4年)にわたり計画的に教育課程を履修することを認める制度です。

長期履修学生として認められた場合は、2年間分(標準修業年限)の授業料を長期履修期間として認められた期間の年数に分割して支払うことになります。

長期在学学生制度

長期在学学生制度とは、免許等取得のため標準修業年限(2年)では、修了に必要な所定の単位取得が困難な者に対して、標準修業年限(2年)を超えて、3年または4年にわたり計画的に教育課程を履修することを認める制度です。

長期在学学生制度による履修を認められた場合には、標準修業年限を超えて年度についても授業料を支払うことになります。

「現職教員等」、「長期履修学生制度」及び「長期在学学生制度」の詳細については、宮崎大学教育文化学部教務厚生係 TEL 0985-58-2891 までお問い合わせください。